

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和2年7月29日(水) 10時00分 ~ 11時40分
開催場所	こどもと福祉の未来館 多目的室3・4号
出席者の氏名	中島 修(委員長)、笹原 文男(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、 並木 和人、荻野 亨、森田 悟、田中 浩文、松井 優子、黛 浩一郎、 竹内 もみ
欠席者の氏名	高野 香
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 遠藤 康代、主任 鹿島 裕太 主任 戸塚 渉輔
議 題	(1) 第3次所沢市地域福祉計画への位置づけについて (2) 所沢市成年後見制度利用促進基本計画について (3) その他
会議資料	【配布資料】 ・会議次第 ・委員名簿・席次表 ・資料1：所沢市第3次地域福祉計画体系(案) ・資料2-1：所沢市成年後見制度利用促進基本計画について ・資料2-2：みんなで考える市の仕事事業結果シート ・資料2-3：各自治体事例 ・資料3-1：成年後見ニュースレター埼玉版(6月号) ・資料3-2：令和元年度所沢市長申立て実績ほか(報酬助成実績集計、 令和元年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表、 令和元年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表、 令和元年度成年後見に関わる相談件数)
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話04(2922)2115 地域福祉センター センター長 大出 久美 地域福祉センター 主査 遠藤 康代 地域福祉センター 主任 鹿島 裕太 地域福祉センター 主任 戸塚 渉輔 地域福祉センター 主任 竹村 俊朗

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 （大出センター長）</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>2. 委員長あいさつ 新型コロナウイルス感染症の関連で、大変な思いをされていると思う。特に深刻なのが高齢者の孤立の問題。新しい生活様式で関係性が希薄になり、誰にも看取られずに死後一ヶ月で発見されるといった事も頻発している。本検討委員会はそういったSOSを出せない人、判断能力が不十分な人の支援を考えていくということになる。市民の多くの方は親族の成年後見を希望されており、国もその方向性のようだ。市民の皆様立場で分かりやすい成年後見制度が整備されるよう、本日も議論していきたい。地域福祉計画推進委員会の方でも成年後見制度を計画の中に入れる事は承認されたため、前回の議論に沿った形で進められる。本日もよろしく願います。</p>
<p>事務局 （大出センター長）</p>	<p>～欠席者の報告～ 高野 香委員</p> <p>～会議の公開の確認～ ・公開とし、会議録の確定は委員長の承認、署名をもって確定とさせていただく。 ・傍聴希望者 1名</p> <p>～資料の確認～ 配布資料を確認した。</p>
<p>事務局 （鹿島主任）</p> <p>中島委員長</p> <p>笹原副委員長</p>	<p>3. 議 題 1. 第3次所沢市地域福祉計画への位置づけについて ～資料1を用いて説明～</p> <p>市民調査では成年後見制度が何かよくわからないという意見が多い。そこを分かりやすく伝えるというのが大事。親族だけでは難しいところもあるため、専門相談機関等のサポートが不可欠。その中で地域福祉計画への位置づけが重要であり、その体系案の説明であったが、確認事項等はあるか。</p> <p>1点確認。第3次計画体系案の中に「新設」「変更」とあるが、その内容はいつ示されるのか。具体的には権利擁護と成年後見制度で重なるところが多いのではないか。地域福祉推進委員会とのやりとりで進めていくのか。</p>

事務局 (大出センタ 一長)	地域福祉推進委員会とやりとりしながら進めていきたいと考える。今回は骨子のみ示しており、成年後見制度利用促進計画については本日内容を少しお話できるが、地域福祉計画の権利擁護の部分は内容がまだ定まっていない状況。今後、地域福祉計画全体の素案となった時など、その都度、郵送等で確認いただきたい。
中島委員長	成年後見の内容については本委員会で議論した内容が地域福祉計画に反映されるため、地域福祉推進委員会とやりとりしながら進めていきたい。
近藤委員	体系に関しては良いと思う。「成年後見センター」の設置について、第2次にはあるが第3次計画ではなくなっており、現在はどうなっているのか。もう一点、「市民後見人の養成」とあるが、成年後見制度の推進のところには「市民後見人の育成・活用」となっている。育成の中に養成が入るのか、このあたりの関係性を示していただけると有り難い。
事務局 (大出センタ 一長)	「成年後見センターの設置」について、「こどもと福祉の未来館」を建てる際、福祉の相談窓口で成年後見センターの機能を置き、成果を成し遂げたことから、次期計画には新たに主な取り組みを整理して3つ立てている。その中で市民後見人の養成については2次計画の養成から一歩進んで育成・活用という項目を立て進めていくものになる。
中島委員長	第2次計画策定の際は市民後見人の養成まだ行っておらず、養成する事を目標に、社協に委託して養成を始める直前だった。今後は養成を含む育成と、その人材を活かすという意味合いが含まれている。養成しないということではなく、今後も養成は続けていく。
原委員	当初の話では委員長より親族後見が進むという話であった。市民後見人の育成・活用とあるが、親族後見も含まれるのか。
中島委員長	後ほど説明があるが、現在は検討中。資料1は前回の地域福祉計画においての資料であり、内容が若干変わってきている。後ほど議論をいただき、方向性が合っているかご確認いただきたい。体系案についてはこれで進めていくという事で異議はないか。
一同	了承
中島委員長	それではこの形で進めていく。議題2に移る。
	<u>2. 所沢市成年後見制度利用促進基本計画について</u>
事務局 (戸塚主任)	～資料2-1、2-2を用いて説明～

<p>ジャパン総研 (コンサル委 託業者)</p>	<p>～資料２－３を用いて説明～</p>
<p>中島委員長</p>	<p>他自治体の事例も見ると、まだ検討中の段階のところもある。所沢市が今までやってきた事をもう少し記載しても良いと思う。資料２－１を市民の方が見て、市の状況を分かってもらえるような冊子にしたい。施策目標３、地域連携ネットワークについて。これまでは後見人一人で担っていたものを、地域全体で支えようというイメージ図。これを前提としてどのように計画を作っていくのか議論が必要。地域福祉計画の市民意識調査では８割以上の方が成年後見制度についてよく分からないと回答しているため、まずは関心を持っていただき周知していく事が大事。本日より参加いただいた田中委員、意見等はあるか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>成年後見制度に対する認知度が低いという事だが、講演会などは今も行っているのか。</p>
<p>事務局 (大出センタ ー長)</p>	<p>講演会や講座は要望が出ており、頻繁に行っている。</p>
<p>田中委員</p>	<p>実績としてどれだけ集客があって、効果がどのくらい出ているのかを知りたい。</p>
<p>事務局 (大出センタ ー長)</p>	<p>効果の検証は難しいが、講演会の際など理解度に対するアンケートを行っており、令和元年度は制度の理解をすすめる、利用につなげるといった地道な活動をしていくものになる。講演会については年に２回、コロナの関係で１回は中止になったが、市民向けのものを開催して２８名が参加した。出前講座については延べ３０名～５０名が参加している。担当の話では口コミで広がっており、出前講座実施の要望も増えてきている。また障害がある子どもの親も興味を持っており、講座を受けて制度の利用に繋がっているという話も聞いている。こういった活動を繰り返し、制度利用件数がどれだけ伸びているか今後見ていきたい。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>現在、県内の特別支援学校では親が非常に勉強をしている。２０歳で成人として扱われるため、親でも後見人になる必要がある。社協でも市民後見人の講座を開催しており、そういったところでも市民の方は学習されていると思うが、いかがか。</p>
<p>黛委員</p>	<p>社協でも出前講座で成年後見制度について説明をしている。アンケートを見ると、初歩の話ではわかりやすかったという回答が多いが、主催の方が高度な話をするとわかりづらかったという回答が増える。入り口段階の話と、踏み込んだ段階の話とで参加者の様子が違うと感じる。制度について幅の広い認識を行い、講座のパターンを作る必要があると思う。</p>

中島委員	<p>松井委員はいかがか。精神障害者の方は関心も高く、病院から退院してグループホームで暮らす方々への支援を事業者から求められる事も多いと思う。講習会もあるか。</p>
松井委員	<p>特に後見人についての講習会は、精神福祉の分野で集めて行う事は少ない。親族後見のような形で親族が関わるのが難しい状況がある。精神福祉の分野では地域の市民後見人を期待するところで、サポートが必要と考える。</p>
中島委員長	<p>障害福祉計画における精神科病院の地域生活移行の数値は難しいところもあると思う。1年以内に95%が退院という目標のためなかなか厳しい。2-1の5ページを見ていただくと第三者後見がほとんどという事がわかると思う。親族がいても後見人になれない、よくわからないから第三者に任せたいという流れについては、関係者は仕方ないと思っている。竹内委員は地域包括支援センターの現場でたくさん親族の方とも触れ合うと思うが、いかがか。</p>
竹内委員	<p>高齢者で後見人が必要な方について、家族も高齢でできないという方も多い。少し話はずれるが、制度について8割が知らないという事で、まず誤解を解く必要がある。話を聞くと、後見人をつけると財産を持っていかれてしまうのではないかという事や、裁判所に領収書を提出しないといけない事、また非常にお金がかかるのではないかといった心配をしている方も多い。具体的なことを伝えられると進んで制度を使ってくれるのでは。計画に盛り込むのか抜粋版でも良いと思うが、周知のためのパンフレットのようなものが作られると良いと思う。</p>
中島委員長	<p>近藤委員に聞きたい。資料2-3、2ページ。志木市の計画の「(2) 制度理解と不正防止効果の向上」という項目がこれまでの成年後見制度を象徴していると思うが、不正防止をあまり強調されると家族も嫌になる。「それならば専門職の方に任せたい」となり、親族後見人の利用は増えないと思う。志木市は早くに策定していたためこのような文言が残っているが、他自治体の計画ではそういった表現はない。個人的にはあまり計画に入れるものではないと思うが、不正防止の強調は今後も必要なのか。</p>
近藤委員	<p>制度が導入される中で、専門職を含めて不正が出てしまっていたという経緯がある。特に親族後見の中で不正があった時に、最高裁から信託銀行に預けると不正防止に繋がるといった話がでたが、それをやってしまうとこれまで後見人をやっていた方からお金を取り上げるイメージになってしまう。不正防止を掲げながらお金を取り上げるのは良くない。裁判所も苦心して、不正防止とは言わず本人保護という言葉を使っていた。ただそれだけでは言い尽くせず、親族からの反発も強い。今後、親族の方に理解されるための表現をどうするかは重要だと思う。</p>
中島委員長	<p>制度をきちんと守っていくことは伝えないといけないが、今までは不正が強調されすぎていて、親族後見がなかなか伸びない側面があったと思う。親族支援のあり方をうま</p>

<p>笹原副委員長</p>	<p>く伝えていきたい。ご自身が所属されている NPO 法人の関係で、副委員長いかがか。</p> <p>不正防止の関係、NPO の利用者は生活困窮者の対象が多い。お金を持っている人はあまりいないためそれほど事例はない。他に感じた事について、資料 2-1 の 10 ページ以降。施策目標を 3 つに分けて取り組むという事だが、今後の施策をどのように出すのか。国の基本計画以外で、市の独自を考えているのであれば載せても良いのでは。例えば成年後見制度と直接関係はないが、日常生活自立支援事業の利用者は成年後見制度の補助とグレーゾーンの方が多く、専門職の生活支援員が一連として丸ごと支援しているので、成年後見制度の市の取り組みの中うまく盛り込めないか。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>よい提案をいただいたと思う。これまで市のやってきたこともまとめて計画に載せた方が良くと思うが、検討中という事でよろしいか。</p>
<p>事務局 (大出センター長)</p>	<p>これから検討する。権利擁護の推進を地域福祉計画の中に掲げており、おちらにも該当する事業。成年後見と関係性が高く、受付は担当がワンストップで行っているため支援を受ける側は繋がっていると思う。計画の中にどのように導入するか、今回はたたき台レベルのため皆様の意見を参考にこれから考えていきたい。</p>
<p>笹原副委員長</p>	<p>さきほどの事業は 1 つの例なので、他にも市独自の具体的な施策を考えれば出てくる可能性がある。それが示されると議論が活発になると思う。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>成年後見制度の周辺の様々な仕組みも検討が必要。日常生活自立支援事業は国・県の財源が少ないため課題がまだあるが、今後見直しが大幅にあるかもしれない。例えば、横浜市は障害者と一緒に考える人がいる。支援する人ではなく一緒に考えてくれる人で、色々な事を考えるきっかけを与えてくれる。海外ではコンタクトパーソンといって報酬が出る。一緒に考えてくれる人が近くにいる事が意思決定する上で非常に重要。このような周辺の仕組みも市独自でどう考えていくか、検討の余地がある。他に意見はあるか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>志木市の不正防止の話について。こちらにも成年後見の相談があるが、後見人をつけたことによって民生委員と親族、または本人がトラブルになった例は実際どれほどあるのか。万能な制度と理解していたが、実際は問題点もあると思う。情報をご教示いただきたい。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>後見人をつけた事により、周りの関係がぎくしゃくしてしまうというのはよくある事。民生委員やボランティアは思いを持って関わっている。しかしそこへ本人の事で決定権を持つ後見人が来ると関わりづらくなり、不満に思う方はいるかもしれない。制度上の理解の問題。また情報の量に差が出る。例えば、自分の財産の情報を地域の人全員に知られていたら嫌だと思うが、関わる民生委員やボランティアの方は情報が欲しい。その情報は出せる人と出せない人がいる。権限のある人は知り得るが、そこでトラブルにな</p>

近藤委員	<p>る事もある。</p> <p>私が担当する事案では、兄弟同士が喧嘩をしていたり意向が合わないといった事で後見人をつける事がある。本人のためにやっている事だが、親族の理解が得られないと後見人に不満を持つ事はある。</p>
中島委員長	<p>以前、親族から直接電話がかかってきた事がある。グループホームに入居されている高齢者の親族で、「社会福祉協議会で日常生活支援事業の契約をするとグループホームの事業者から言われたが、なぜ親族が財産を持ってはいけけないのか」という内容。そこで、「その親族の方に近くにお住まいで日常的に支援が可能か」と聞くと、「それはできない」とのこと。「事業者は良かれと思いつめていて思うので確認してください」と伝えて納得してもらえたが、やはり財産等が絡むと揉める。だからといって成年後見人をつけない方が良いという事ではなく、本人を守るために制度は必要。親族後見人の制度を勧めていきたいが、これまでも議論があったようになかなか難しい。これから計画の中身を考える上で、委員の皆様の経験を元にこうすれば支援を受けるのではないかとといった意見があれば聞きたい。森田委員、いかがか。</p>
森田委員	<p>親族後見人について。障害をお持ちで後見人がついている方がいるが、資料2-1の7ページの成年後見人に係る相談件数で分かる通り、障害福祉課ではそれほど多くない。先ほど言われていた一緒に考えてくれる人という事で、相談支援事業所に相談支援専門員がおり、様々な相談は受けている。</p>
中島委員長	<p>資料2-1の6ページから7ページに市の実績が掲載されている。人口34万人の自治体で高齢化率が30%に迫ろうとする中で、この件数で大丈夫かと心配している。県内の実績と比べると少なく感じる。認知症の高齢者は今後も増え続けるため、現状維持ではいけない。所沢市ではまず制度への抵抗感があるためそれを減らし、親族後見を大事にしたい。単身の方もいるため、NPO法人等の協力も必要。並木委員、何か意見や感想等はあるか。</p>
並木委員	<p>実感として、親族が後見人になるケースはないと感じる。市長申し立てにより成年後見人を立てる場合、後見人はほとんど有資格者である。親族が後見人になるにあたって、難しくて専門家でないといけないと言われる。そういった苦労に対して行政はどういうサポートをしていけば良いのか、そのあたりの議論を深めていければと思う。</p>
中島委員長	<p>所沢市では後見人がついているのは400件ほど、それに対して市長申し立てが23件ほどで1割を満たしていない。市の申立は親族が後見人になれないといったケースが中心のため、身寄りのない方が多い。しかし実際に後見人が必要な人はもっと幅が広い。関係者の原委員の意見はどうか。</p>
原委員	<p>私も少ない件数だと感じる。親族内の関係性を一番把握しているのは地域包括支援セ</p>

	<p>ンターだと思う。竹内委員のところは介護者の集いを一年に4回ほど実施しており、周辺の方が介護者の意見を聞く事で親族の関係がよくわかる。あと日常生活支援事業と成年後見は、法定後見しかやっていない。重なるところもあるが任意後見制度がある。任意後見制度の数を増やす事をまず進めて、その後サポートに入る。</p>
中島委員長	<p>任意後見制度の話をしていただいた。日本は法定後見が多いが、イギリスは任意後見が圧倒的に多い。任意後見は自分の判断能力がある時にこの人に任せたいという人を選んでおき、公正証書で指定ができる。成年後見制度の周知を進める際、関心をもってもらう時に大事な事。ご指摘いただいたように本計画の中には任意後見についてはほとんど記載がないため、成年後見制度の周知啓発の一環として入れる事も検討した方が良くもかもしれない。成年後見制度はまだ他人事で自分事にならないと物事は進まない。任意後見の方が自分事になりやすいと思う。荻野委員に生活保護について聞きたい。日本は法律扶助がないが、生活保護を受けている方の中にも金銭管理ができず、生活補助が必要な方がいると思うがどうか。</p>
荻野委員	<p>生活保護を受けている方で日常生活支援事業を受けている方も多く、金銭管理ができない方もいる。成年後見制度も利用しているが、生活保護の申立というより、高齢者や障害者として申し立てるよう実施要項にあるため、そのような形で利用している。</p>
中島委員長	<p>おっしゃる通り生活保護の中にそのような仕組みがない。高齢者、障害者、認知症、知的精神障害という形で申し立てを行っている。これが日本の制度の限界。ずっと議論しているが、法律扶助を行うためには大きな財源が必要であり難しい。現状は生活保護を受けている方で成年後見制度を利用しているのは数名程度との事。所沢市だけでなく日本の制度の課題で、現実的にやれる所からやっていくしかない。</p> <p>話を戻して施策の方向性について。整理をすると、施策目標1「成年後見制度の周知・啓発」について、市の実績を整理して市の現状がわかるものにした上で周知・啓発を行う。ここに任意後見の仕組みを入れて、自分が必要になる前から関心を持っていただくと取り組みやすいかもしれない。高齢者の方を中心にエンディングノートなども進んでいるので、そういった事と繋げて学習していただきたい。</p> <p>施策目標2「親族後見人の支援」について、委員の意見を聞くと親族の方がなるには難しい印象だが、一方で成年後見制度について入り口から知りたいという方も多いようだ。制度への理解を増やして、躊躇している方をサポートできる仕組みを作れるとよい。専門職の後見人ももちろん必要だが、市民のニーズを考えると施策目標2は大事にしないといけない。</p> <p>施策目標3「地域連携ネットワークの整備」について、専門機関と連携しながらサポートしていく体制をどう作るか。中核機関をどこにするのかという事や、市は何を担うのかといった議論も必要。市長申し立ては必ずやらないといけない業務として、様々な議論の余地がある。</p>
笹原副委員長	<p>計画書の見せ方について、市民の方に分かりやすいようにするにはどうすれば良いか。</p>

	<p>取り組みの方向性やこれまでの実績があって、今後は何をやるのか。市独自の取り組みや国に準じた取り組みもあると思うが、そこを中心にした見せ方の方が良いのでは。そこから最後に指標を出した方がわかりやすいと思う。</p>
<p>事務局 (大出センター長)</p>	<p>本来計画というのは目標があって、現状やこれまでの取り組みに対してどのように課題を捉え、何をしていくのかという形式だと思う。今回のたたき台では取り組みの方向性が見えづらいと思うので検討する。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>方向性はこのような形でよろしいか。他に意見等があれば郵送やFAXで提出をお願いする。議事3その他に移る。</p>
<p>事務局 (遠藤主査)</p>	<p>3. 「その他」 ～資料3-1、3-2を用いて説明～ ・埼玉県ニュースレター ・市長申立て実績 ・基本計画に対する意見聴取について ・その他</p>
<p>中島委員長</p>	<p>議題はすべて終了した。事務局にお願いしたい。</p>
<p>事務局 (大出センター長)</p>	<p>次回会議の日程は、令和2年11月20日(金)午前10時を予定している。</p>
	<p>4・閉 会 閉会を宣言した。</p>

